

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和7年（2025年）5月16日

収支等命令者

佐賀県立九州陶磁文化館統括副館長 江副 敏弘

1 競争入札に付する事項

- （1）業 務 名 令和7年度特別企画展出展作品輸送等業務委託
- （2）業務の仕様等 別添「業務仕様書」による
- （3）委託期間 契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで
- （4）履行場所 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙3100-1ほか

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- （1） 佐賀県又は福岡県内に本店又は支店を有する者であること。
- （2） 開札の日から過去2年の間に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、本業務と同種の美術品輸送等業務（陶磁器資料を含む。）の契約を締結し、かつ、適正に履行した者であること。
- （3） 美術品の取扱経験5年以上の熟練した作業員が、正規職員として6名以上おり、その作業員の中に同業務の取扱経験が10年以上の者が2名以上いること。
- （4） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （5） 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （6） 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- （7） 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは、入札参加資格停止措置を受けている者又は、佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- （8） 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届に関係資料を添付のうえ、令和7年5月30日（金）午後3時までに下記の担当課に持参又は郵送（5月30日（金）午後3時までに担当課へ必着）してください。なお「入札参加届」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、「入札辞退届」を提出してください。提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

【入札参加届及び関係資料】

- ア 入札参加届（別紙様式1）
- イ 営業概要書（別紙様式2）
- ウ 同種業務の履行実績調書（別紙様式3）
事実を証明する書類を添付すること。
- エ 誓約書（別紙様式4）

※担 当 課

〒844-8585 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙3100-1
佐賀県立九州陶磁文化館 企画総務課
電話：0955-43-3681 E-mail：kyuto@pref.saga.lg.jp

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
3の担当課に同じ。
- (2) 入札参加届及び関係様式の交付方法
佐賀県ホームページの添付ファイルから入手してください。
- (3) 入札説明会
実施しません。
- (4) 入札及び開札の日時並びに場所
 - ア 日 時 令和7年6月3日（火） 午前11時
 - イ 場 所 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙3100-1
佐賀県立九州陶磁文化館 研修室1

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。

この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に係りのない県職員を立ち会わせて行います。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積る契約金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 104 条第 1 項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

(イ) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(ロ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ハ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。）券面金額

(ニ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(ホ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(ヘ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除する。

(イ) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(ロ) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期間が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

② 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、①入札保証金イの各号に掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期間が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 入札書に記載する金額

入札書には、資料輸送等に係る経費、消費税及び地方消費税額（経費の 100 分の 110 に相当する金額）及び保険料の総額を記入してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

オ 一人で二以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のない者

キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。

ウ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第三回目を限度とする。）を行います。

(6) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までにいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに「入札辞退届」を提出してください。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取り扱いを受けるものではありません。

(7) 代金の支払い方法

完了払

(8) 問合せ先

〒844-8585 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙3 1 0 0－1

佐賀県立九州陶磁文化館

企画総務課（入札手続）・学芸課（業務内容）

電話 0 9 5 5－4 3－3 6 8 1

E-mail kyuto@pref.saga.lg.jp